

佐久穂町社会福祉協議会
役員等の報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 佐久穂町社会福祉協議会

佐久穂町社会福祉協議会 役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人佐久穂町社会福祉協議会（以下「本会」という）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 非常勤役員等については、業務に応じた役員報酬を支給する。

(費用弁償)

第3条 役員等が会長又は理事会の委任を受け出張等の法人業務を行う場合、費用弁償を支給する。

- 2 費用弁償の支給については、別表3に定める。
- 3 交通費の支給については、別表4に定める。
- 4 その他必要な事項については、社会福祉法人佐久穂町社会福祉協議会 旅費規程に定める。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1及び別表2に定めるものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 月額報酬については、毎月21日とする。ただし支給日が金融機関の休日にあたる場合は、その前日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して本人に支給する。

(辞退)

第6条 支給対象者から、報酬等もしくは費用の一部または全額の受け取りを辞退するとの申し出があった場合は、報酬等もしくは費用を支給しないことができる。

(公表)

第7条 本会は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第 8 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(その他)

第 9 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。